1 新規付議事案

日本学生支援機構の奨学金支給の改善

1 申出要旨

私には2人の大学生の子供がおり、ともに日本学生支援機構の奨学金を受給している。同機構の奨学金は、毎月指定された日に、当月分が支給されることになっているが、4月分の奨学金については、毎年、5月分と合わせて、5月になってから支給されている。

4月は、授業料の納付を始め、教科書や教材の購入等に多額の出費を必要とする時期であるので、4月分の奨学金を4月中に支給するようにしてほしい。

2 制度の概要

(1) 独立行政法人日本学生支援機構

日本育英会は、昭和18年10月18日に財団法人大日本育英会として創立され、翌19年、大日本育英会法(昭和19年法律第30号)の公布・施行により同年4月20日に特殊法人となり、28年8月に名称が日本育英会(以下「育英会」という。)に改められた。

育英会は、学生等への奨学金の貸与・回収等の事業を実施してきたが、平成15年 6月の独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94号。以下「法」という。) の公布に伴い、16年3月31日に廃止され、その業務は新たに設置された独立行政法 人日本学生支援機構(以下「機構」という。)に引き継がれた。

【参考】機構は、奨学金貸与に関する事業のほか、留学生への奨学金給付・交流事業等に関する業務も実施している。なお、育英会が実施していた高等学校(中等教育学校後期課程、盲・ろう・養護学校の高等部を含む)の生徒の奨学金業務については、平成17年度入学生分から各都道府県に移管されている(平成17年度予算で財源となる新たな交付金(高等学校等奨学金事業交付金:91億円)を措置)。

(2) 奨学金(学資)の貸与等

機構は、経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、学資の貸与その他必要な援助を行うこととされている(法第13条第1項)。

貸与する学資には、①無利息の第一種学資金、②利息付きの第二種学資金があり (法第14条第1項)、それぞれの貸与の対象、金額、返還方法等の詳細については、 独立行政法人日本学生支援機構法施行令(平成16年政令第2号。以下「政令」とい う。)、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令(平成16年文部科学省令第23号。 以下「省令」という。)で定められている。

機構の業務方法書(平成 16 年4月1日文部科学大臣認可)においては、機構が貸与する学資を奨学金、奨学金を受ける者を奨学生、奨学生のうち、無利息の第一種奨学金を受ける者を第一種奨学生、利息付きの第二種奨学金を受ける者を第二種奨学生としている(第4条)。

奨学金制度の概要

区分	根拠	学力基準	家計基準	貸与金額(月額)	返還	貸与財源
第一種	法第14条第	特に優	経済的理由によ	45,000円(自宅通	無利息【法第14条第1	一般会計
奨学金	1 項・第 2	れた者	り著しく修学に困	学・国立)~64,000	項】	借入金、返
	項、政令第	【法第14	難があるものと	円(自宅外通学·	返還期間最高20年	還金
	1条、省令	条 第 2	認定された者【法	私立)【政令第1	【政令第5条第1項】	
	第21条、	項】	第14条第2項】	条】		
第二種	法第14条第	優れた	経済的理由によ	30,000 円 、10,000	利息付き【法第14条第1	財政融資
奨学金	1項・3項、	者【法第	り修学に困難が	円 、80,000 円 、	項】(年3%【政令第2条	資金、財投
(きぼ	令第2条、	14条第3	あるものと認定	100,000円から奨学	第1項】但し現在は1.2%(注	機関債(日
う21プ	省令第22条	項】	された者【法第14	生が選択【政令第2	4)返還期間最高20年	本学生支援債
ラン)			条第3項】	条第1項】	【政令第5条第1項】	券)、返還金

- (注) 1 法、政令、省令、業務方法書等による。
 - 2 学力水準、家計水準、貸与額は大学生を対象にしたもの。
 - 3 財政融資資金の利率等が3%未満の場合は利率の特例が適用される(政令附則第2条)。現在の利息(1.2%)は、業務方法書(平成17年3月31日改正)第6条第1項の規定による。
 - 4 第一種学資金の貸与を受けることによっても、なおその修学を維持することが困難である と認定された者に対しては、第一種学資金(奨学金)に併せて第二種学資金(同)を貸与す ることができるとされている(法第14条第5項、政令第3条)。

平成15年度の奨学金貸与実績は約86万人(うち大学生約59.0万人、大学院生約7.6万人)、5,827億円(大学生4,039億円、大学院生836億円)である。

なお、創設以来の実績は延べ約710万人、約6兆1,265億円に及ぶ。

(3) 奨学金の交付時期

ア 規定状況

奨学金(第1種及び第2種)については、入学時等に一時的に貸与されるものを除き、文部科学省認可による「業務方法書」(第15条)において、<u>毎月1月分ずつ交</u>付することを常例とすると定められている。

一方、機構が定めている「奨学規定」(第15条)では、「業務方法書第15条の規定により奨学金は、毎月当月分を交付することを常例とし、特別の事情があるときは2月分以上を合わせて交付することができる」と定めており、奨学金の交付に関する施行細則(平成15年5月28日達第1073号)第3条の別表において、4月分は5月分と合わせて5月16日に交付する旨の規定がある。

イ 周知の状況

機構では、奨学金の貸与を希望する学生等に対して、「奨学金ガイド」と題したリーフレットを配布している。

同リーフレットでは、次のとおり、奨学金の交付について、「毎月、本人名義の銀行・信用金庫・労働金庫の<u>口座に振込みます</u>。」と記載しており、4月分の振込が5月に行われることについては示されていない。

貸与中の手続き等

◆奨学金は、奨学生に採用され機構が貸与を認めた月から、原則として通 常学生に認められた修業年限まで、<u>毎月、</u>本人名義の銀行・信用金庫・ 労働金庫の口座に振込みます。

出典:機構発行「奨学生ガイド2005」

また、機構は、奨学生となった者全員に「奨学生のしおり」と題した冊子を配布している。

同冊子では、次のとおり、奨学金の交付について、「奨学生採用時の初回振り込み等で、特別の事情がある時は、2か月分以上合わせて振り込まれることがあります」と記載している。また、採用後の振り込みについては、「奨学金振込予定表」の中で4月分振込日は5月16日と掲載しているが、その理由等は示されていない。その一方で、大学院生については、4月分は4月21日に振り込まれるとしている。

- 1. 奨学金の振込みについて
 - Q. 奨学金の振り込みについては、毎月通知があるのですか?
 - A. 本機構や金融機関からの通知はありません。毎月の振り込みが確実に行われている か通帳に記帳して必ず確認してください。もし不明な点が生じたときは、すぐに学校 に問い合わせてください。

説明

- <u>奨学生採用時の初回振り込み等で、特別の事情がある時は、2か月分以上合わせて振り込ま</u>れることがあります。
- 機関保障加入者は、保証料の払い込みを認められた者を除いて、保証料月額を差し引いた金額が振り込まれます。

● 採用後の振り込みについて

- ※ 原則は下表「奨学金振込予定表」のとおりです。ただし、<u>大学院の4月分は4月21日に、</u>5月分は5月16日に、それぞれ振り込まれます。
- ※ 貸与終了となる年度の3月分は2月分と合わせて2月10日に振り込まれます。

奨 学 金 振 込 予 定 表

区分	振込日	区分	振込日	区分	振込日
4月分	*	8月分	8月11日	12月分	12月11日
5月分	5月16日	9月分	9月11日	1月分	1月11日
6月分	6月11日	10月分	10月11日	2月分	※ 2月10日
7月分	7月11日	11月分	11月11日	3月分	3月11日

- (注) ・上記の日が土曜、日曜、祝日に当たる場合は、金融機関の休日の前営業日となります。
 - ・<u>奨学生として採用された翌年度以降の4月分は、5月分と合わせて2か月分が5月16</u>日に振り込まれます。(ただし大学院は除く。)
 - ※ 貸与終了となる年度の3月分は2月分と合わせて2月10日に振り込まれます。

出典:機構発行「平成16年度奨学生のしおり」 (以上 は当局が表示)

このように、機構は、学生及び奨学事務を担当している学校関係者に対して、振込日等について周知している。

ウ 中期計画及び年度計画

独立行政法人の主務大臣は、3年以上5年以下の期間において独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定め、これを当該独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならないとされ、また、その指示を受けた独立行政法人は、中期目標に基づき、当該中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)を作成し、主務大臣の認可を受けなければならないとされている(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第29条、第30条)。

機構では、中期目標を実現するため、平成16年4月から21年3月までの5年間を目標期間とする中期計画を作成しており、同計画においては、次のとおり、「年度当初における継続者等の早期交付について、実施に向けた検討を行う」と、4月分の奨学金の4月中の交付の実施を目標に掲げている。

独立行政法人日本学生支援機構中期計画

- Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- 2 学資の貸与その他援助
- (2) 諸手続きの改善、効率化
 - ② 年度当初における継続者等の早期交付について、実施に向けた検討を行う。

独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、中期計画に基づき、事業年度の業務運営に関する計画(以下「年度計画」という。)を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならないとされている(通則法第31条)。

機構では、奨学金の継続者等の交付について、年度計画において、次のとおり、「関係機関との協議を継続して行うとともに、年度当初における継続者等の早期交付を 実施するための準備を進める」(平成17年度)と定めている。

独立行政法人日本学生支援機構年度計画(平成16年度)

- 2 学資の貸与その他援助
- (2) 諸手続きの改善、効率化
 - ② 関係機関との協議を行うなど、年度当初における継続者等の早期交付を実施するための準備を進める。

独立行政法人日本学生支援機構年度計画(平成17年度)

- 2 学資の貸与その他援助
- (2) 諸手続きの改善、効率化
 - ② 関係機関との協議を継続して行うとともに、年度当初における継続者等の早期交付を実施するための準備を進める。

(4) 奨学金の適格認定事務

機構は、在学学校長の協力を得て、奨学生としての資格の確認等(適格認定)を行うことになっており、具体的には、奨学生に対して、毎年1回「奨学金継続願」の提出を義務付け、①奨学生が願を提出しない場合、②提出しても修得単位が皆無又は極めて少ない者等とされた場合には、奨学金の交付を廃止又は停止することとしている(業務方法書第16条、奨学規程第16条ほか)。なお、適格認定の手続は通常10月頃行われている。

平成15年度においては、認定の結果、奨学金の交付の廃止が2,015人(大学生約59万人の0.3%)、停止が7,296人(同1.2%)であった。

資 料

◎ 独立行政法人日本学生支援機構法【関係分】

(平成十五年六月十八日法律第九十四号)

(目的)

第一条 この法律は、独立行政法人日本学生支援機構の名称、目的、業務の範囲等に 関する事項を定めることを目的とする。

(名称)

第二条 この法律及び独立行政法人通則法 (平成十一年法律第百三号。以下「通則法」 という。)の定めるところにより設立される通則法第二条第一項 に規定する独立行政法 人の名称は、独立行政法人日本学生支援機構とする。

(機構の目的)

第三条 独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)は、<u>教育の機会均等に寄与するために学資の貸与その他学生等</u>(大学及び高等専門学校の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。)<u>の修学の援助を行い、</u>大学等(大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。)が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流(外国人留学生の受入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。)の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。

(業務の範囲)

- 第十三条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。
- 一 経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、学資の貸与その他必要な援助を行うこと。
- 二 外国人留学生、我が国に留学を志願する外国人及び外国に派遣される留学生に対し、学資の支給その他必要な援助を行うこと。
- 三 外国人留学生の寄宿舎その他の留学生交流の推進を図るための事業の拠点となる施設の設置及び運営を行うこと。
- 四 我が国に留学を志願する外国人に対し、大学等において教育を受けるために必要な学習の達成の程度を判定することを目的とする試験を行うこと。
- 五 外国人留学生に対し、日本語教育を行うこと。
- 六 外国人留学生の寄宿舎を設置する者又はその設置する施設を外国人留学生の居住 の用に供する者に対する助成金の支給を行うこと。
- 七 留学生交流の推進を目的とする催しの実施、情報及び資料の収集、整理及び提供 その他留学生交流の推進を図るための事業を行うこと。
- 八 大学等が学生等に対して行う修学、進路選択、心身の健康その他の事項に関する

相談及び指導に係る業務に関し、大学等の教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うとともに、当該業務に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。

- 九 学生等の修学の環境を整備するための方策に関する調査及び研究を行うこと。
- 十 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 機構は、前項に規定する業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内で、同項第三号の施設を一般の利用に供する業務を行うことができる。

(学資の貸与)

- 第十四条 前条第一項第一号に規定する<u>学資として貸与する資金(以下「学資金」という。</u>)は、無利息の学資金(以下「第一種学資金」という。)及び利息付きの学資金(以下「第二種学資金」という。)とする。
- 2 第一種学資金は、優れた学生等であって経済的理由により修学に困難があるもの のうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であって経済的理由 により著しく修学に困難があるものと認定された者に対して貸与するものとする。
- 3 第二種学資金は、前項の規定による認定を受けた者以外の学生等のうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、大学その他政令で定める学校に在学する優れた者であって経済的理由により修学に困難があるものと認定された者に対して貸与するものとする。
- 4 第一種学資金の額並びに第二種学資金の額及び利率は、学校等の種別その他の事情を考慮して、その学資金の種類ごとに政令で定めるところによる。
- 5 第三項の大学その他政令で定める学校に在学する者であって第二項の規定による 認定を受けたもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、第一種学資金の 貸与を受けることによっても、なおその修学を維持することが困難であると認定された 者に対しては、第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、第一種学資金 に併せて前二項の規定による第二種学資金を貸与することができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、学資金の貸与に関し必要な事項は、政令で定める。 (返還**の条件等**)

第十五条 学資金の返還の期限及び返還の方法は、政令で定める。

- 2 機構は、学資金の貸与を受けた者が災害又は傷病により学資金を返還することが困難となったとき、その他政令で定める事由があるときは、その返還の期限を猶予することができる。
- 3 機構は、学資金の貸与を受けた者が死亡又は精神若しくは身体の障害により学資金を返還することができなくなったときは、政令で定めるところにより、その学資金の全部又は一部の返還を免除することができる。
- 第十六条 機構は、大学院において第一種学資金の貸与を受けた学生等のうち、在学中に特に優れた業績を挙げたと認められる者には、政令の定めるところにより、その学資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

○ 独立行政法人日本学生支援機構法施行令【関係分】

(平成十六年一月七日政令第二号)

最終改正平成十七年四月一日

(第一種学資金の額)

第一条 独立行政法人日本学生支援機構法(以下「法」という。)第十四条第一項の第 一種学資金(以下単に「第一種学資金」という。)の月額は、次の表の上欄に掲げる学 校に在学する者について、同欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同 表の下欄に定める額とする。

区分				月額
大学	地方公共団体、国立大学法人(国立大学	自宅通学のとき	四五、〇〇〇円	
	成十五年法律第百十二号)第二条第一項 国立大学法人をいう。以下この表におり 及び公立大学法人(地方独立行政法人) 年法律第百十八号)第六十八条第一項に 立大学法人をいう。)が設置する大学	自宅外通学のとき	五一、〇〇〇円	
	私立の大学	自宅通学のとき	五四、〇〇〇円	
		自宅外通学のとき	六四、〇〇〇円	
		短期大学	自宅通学のとき	五三、〇〇〇円
			自宅外通学のとき	六〇、〇〇〇円
大学院	修士課程及び専門職大学院の課程		八八、〇〇〇円	
	博士課程			-==,000
				円

(第二種学資金の貸与並びにその額及び利率)

- 第二条 法第十四条第一項の第二種学資金(以下単に「第二種学資金」という。)の月額は、次の各号に掲げる学校に在学する者(通信による教育を受ける者を除く。)について、それぞれ当該各号に定める額のうち貸与を受ける学生又は生徒が選択する額とし、その利率は、年三パーセントとする。
- 一 大学 三〇、〇〇〇円、五〇、〇〇〇円、八〇、〇〇〇円又は一〇〇、〇〇〇円
- 二 大学院 五〇、〇〇〇円、八〇、〇〇〇円、一〇〇、〇〇〇円又は一三〇、〇〇〇 円

◎ 独立行政法人日本学生支援機構に関する省令【関係分】

(平成十六年三月三十一日文部科学省令第二十三号)

(業務方法書に記載すべき事項)

- 第一条 独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)に係る独立行政法人 通則法 (以下「通則法」という。)第二十八条第二項 の主務省令で定める業務方法書 に記載すべき事項は、次のとおりとする。
- 一 独立行政法人日本学生支援機構法 (以下「法」という。)第十三条第一項第一号 に 規定する学資の貸与その他必要な援助に関する事項

(選考の基準及び方法)

- **第二十一条** 第一種学資金の貸与を受ける者に係る選考は、次の各号のいずれかに該当する者について行うものとする。
- 二 大学 (これに相当する外国の学校 (以下「外国の大学」という。)を除く。次条第 二項を除き、以下同じ。)又は専修学校 (これに相当する外国の学校を除く。以下同じ。) の専門課程に入学したとき第一種学資金の貸与を受けようとする者で、高等学校 (中等 教育学校の後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。以下同じ。) 若しくは専修学校の高等課程の生徒若しくは高等学校若しくは専修学校の高等課程を 卒業した者のうち当該学校の校長の推薦を受けたもの又は大学入学資格検定規程 (昭和 二十六年文部省令第十三号)第八条第一項に規定する資格検定合格者若しくは同条第二 項に規定する資格検定科目合格者で機構の定める基準に該当するもの (以下「資格検定 合格者等」という。)
- 2 前項の選考は、次に掲げる基準及び方法により行うものとする。
- 二 高等専門学校、大学又は専修学校の専門課程において<u>第一種学資金の貸与を受ける者については、</u>その者の生計を維持する者の収入に関する資料に基づき、その<u>収入の</u>年額が、機構の定める収入基準額以下であるかどうかを判定する方法により、著しく修学に困難があると認められること。
- **第二十二条** 第二種学資金の貸与を受ける者に係る選考は、次の各号のいずれかに該当する者について行うものとする。
- 二 大学又は専修学校の専門課程に入学したとき第二種学資金の貸与を受けようとする者で、高等学校若しくは専修学校の高等課程の生徒若しくは高等学校若しくは専修学校の高等課程を卒業した者のうち当該学校の校長の推薦を受けたもの又は資格検定合格者等
- 2 前項の選考は、次に掲げる基準及び方法により行うものとする。
- 二 高等専門学校、大学又は専修学校の専門課程において<u>第二種学資金の貸与を受ける者については、</u>その者の生計を維持する者の収入に関する資料に基づき、その<u>収入の</u>年額が、機構の定める収入基準額以下であるかどうかを判定する方法により、修学に困難があると認められること。

◎ 業務方法書【関係分】

平成 16 年 4 月 1 日文部科学大臣認可

平成 17 年 4 月 1 日文部科学大臣変更認可

(学資の貸与)

- 第4条 機構が貸与する学資を奨学金, 奨学金を受ける者を奨学生といい, 奨学生のうち, 無利息の奨学金(以下「第一種奨学金」という。)を受ける者を第一種奨学生, 利息付きの奨学金(以下「第二種奨学金」という。)を受ける者を第二種奨学生という。
- 2 <u>第一種奨学金は</u>,優れた学生等であって経済的理由により修学に困難があるものの うち,省令第21条に定める基準及び方法に従い,<u>特に優れた学生等であって経済的理由</u> により著しく修学に困難があるものと認定された者に対して貸与するものとする。
- 3 <u>第二種奨学金は</u>,前項の規定による認定を受けた者以外の者のうち,省令第22条に定める基準及び方法に従い,令第2条第1項各号に掲げる学校に在学する<u>優れた学生等であって経済的理由により修学に困難があるものと認定された者</u>に対して貸与するものとする。

(第二種奨学金に係る額及び利率)

- 第6条 令第2条第2項の機構の定める額は、それぞれ次のとおりとする。
- 2 令附則第2条第1項の規定により読み替えられた令第2条第2項の機構の定める 利率は、年1.2パーセントの利率とする。
- 3 令附則第2条第1項の規定により読み替えられた令第2条第3項の機構の定める利率は、年1.2パーセントの利率とする。

(第一種奨学金に併せて貸与する第二種奨学金に係る額及び利率)

第7条 令附則第2条第1項の規定により読み替えられた令第3条第3項の機構の定める利率は、年1.2パーセントの利率とする。

(奨学金の交付)

第15条 <u>奨学金(一時金額第二種奨学金を除く。)は、毎月1月分ずつ交付することを</u> 常例とする。

(奨学金の交付の取りやめ)

第16条 <u>奨学生が次の各号の一に該当すると認められた場合は、その後の奨学金の交付</u>を取りやめる。

- (1) 傷病などのために修学の見込みがないとき。
- (2) 学習成績又は性行が不良となったとき。
- (3) 奨学金を必要としなくなったとき。
- (4) 奨学生としての責務を怠り、奨学生として適当でないとき。
- (5) 第11条及び第12条の2の所定の事項について故意に記録若しくは記入せず、又は虚偽の記録若しくは記入をしたことにより奨学生となったことが判明したとき。
- (6) 第10条第1項の規定に基づき立てた保証人が存在しなくなったとき
- (7) その他第3条に規定する奨学生としての資格を失ったとき。

最近改正 平成17年規程第11号

(奨学金の交付)

- 第15条 <u>業務方法書第15条の規定により奨学金は、毎月当月分を交付することを常例と</u> し、特別の事情があるときは、2月分以上を合わせて交付することができる。
- 2 奨学金の交付は、機構が指定する金融機関に設けられた奨学生名義の預貯金口座に振込む方法により行うものとする。ただし、特に必要があると認めたときは、在学学校長に委託して交付することができる。
- 3 機構は、各年度ごとに貸与した奨学金の貸与総額等を記載した貸与額通知書を学校を通じて奨学生に交付するものとする。

(適格認定)

- 第16条 機構は,在学学校長の協力を得て,奨学生としての資格の確認等(以下「適格認定」という。)を行うものとする。
- 2 奨学生は、毎年1回、奨学金継続願を在学学校長に提出しなければならない。
- 3 在学学校長は、前項の奨学金継続願を提出した奨学生について、理事長が別に 定める<u>適格認定の基準(以下「適格基準」という。)に基づき適格認定を行い、機構に</u> 報告するものとする。
- 4 機構は、前項の報告に基づき、奨学生に対しとるべき処置を決定し、必要に応じて、在学学校長を通じて当該者に通知するものとする。

(奨学生の異動届出)

- **第17条** 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、在学学校長を経て直ちに届け出なければならない。
- (1) 休学, 復学, 転学部(退学又は卒業せずに同一学校の他の学部又は学科の相当学年に移動することをいう。以下同じ。), 転学(退学又は卒業せずに他の学校の相当学年に移動することをいう。以下同じ。), 編入学(退学又は卒業後に他の学校の修業年限の中途に入学することをいう。以下同じ。), 留学又は退学したとき。
- (2) 停学その他の処分を受けたとき。
- (3) 連帯保証人を変更するとき。
- (4) 奨学生の氏名又は連帯保証人の氏名, 住所その他重要な事項に変更があったとき。

(転学, 編入学, 留学又は退学による奨学金の取扱)

- 第18条 奨学生が退学したときは、 奨学金を辞退したものとみなす。
- 2 奨学生が、 転学及び編入学であって第14条の学校の区分において同一区分(ただし、この場合においては、 医学、 歯学、 獣医学を履修する博士課程及び一貫制博

士 課程は大学院修士課程又は大学院博士課程に含まず,これらの課程に並ぶ学校区分とする。) の学校に引続き入学する場合は, 奨学金の交付を継続することができるものとし, 交付の継続を希望する者には転学又は編入学後3 月以内に継続願を提出させるものとする

- 3 前項の場合の奨学金の貸与期間は、第14条の規定を準用する。
- 4 奨学生が短期大学, 高等専門学校又は専修学校の専門課程を卒業又は修了後大学 へ編入学し, 第二種奨学金を希望する場合は, 第2 項の規定を準用する。ただし, 奨学生の身分は継続せず新規に採用されたものとして取り扱う。
- 5 大学, 大学院, 高等専門学校又は専修学校の専門課程の奨学生が留学した場合に在学学校長を経て願い出たときは, 奨学金の交付を継続することがある。ただし, 短期留学推進制度若しくは長期留学生派遣制度による派遣留学生の場合及びこれに 準ずる場合, 又は機構が経済的に支障がないと判断した場合, 若しくは教育上有益な海外学修でないと判断した場合は奨学金の交付を休止する。
- 6 前項ただし書の短期留学推進制度若しくは長期留学生派遣制度による派遣留学生及びこれに準ずる場合については、 奨学金を貸与したものとみなす。

(奨学金の交付の休止, 停止及び貸与期間の短縮)

- 第19 条 奨学生が休学したとき(大学又は大学院の奨学生が休学により外国の大学又は外国の大学院において教育を受けるときを除く。), 又は1 月以上の長期にわたって欠席したとき (病気その他やむを得ない事由により欠席し, 当該欠席によっても卒業期に影響するおそれがなく, 学校長が成業の見込があると認め, かつ授業料を納入している場合を除く。) は, 奨学金の交付を休止する。
- 2 奨学生の学業又は性行などの状況により補導上必要があると認めたときは、 奨学金の交付を停止し、 又は奨学金の貸与期間を短縮することがある。

(奨学金の交付の廃止)

第21条 業務方法書第16条第1項の規定により<u>奨学生が次の各号の一に該当すると認</u>められる場合は、在学学校長の意見を徴して、奨学金の交付を廃止することがある。

- (1) 傷病などのために修学の見込みがないとき。
- (2) 学習成績又は性行が不良となったとき。
- (3) 奨学金を必要としなくなったとき。
- (4) 所定の期限内に第16条第2項に規定する奨学金継続願を提出しない等奨学生としての責務を怠り、奨学生として適当でないとき。
- (5) 第5条第2項に該当する場合であって、連帯保証人の変更を行わず機関保証 も受けないとき、奨学生と保証機関の間の契約に基づき保証料未納等の理由に より保証契約が解除となるときその他第5条第1項で選択した保証が受けられ なくなったとき。
- (6) 在学学校で処分を受け学籍を失う等その他第2条に規定する奨学生としての 資格を失ったとき。

◎ 独立行政法人通則法(平成十一年七月十六日法律第百三号)【関係分】

第三章 業務運営

第二節 中期目標等

(中期目標)

- 第二十九条 主務大臣は、三年以上五年以下の期間において独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定め、これを当該独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 中期目標の期間(前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。)
- 二 業務運営の効率化に関する事項
- 三 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- 四 財務内容の改善に関する事項
- 五 その他業務運営に関する重要事項
- 3 主務大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

(中期計画)

- 第三十条 独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主 務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」 という。)を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとす るときも、同様とする。
- 2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- 二 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成する ためとるべき措置
- **3** 主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 主務大臣は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。
- 5 独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

(年度計画)

第三十一条 独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画に基づき、主務省令で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画(次項において「年度計画」という。)を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- ◎ 独立行政法人日本学生支援機構の中期目標【関係分】
- Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 - 2 学資の貸与その他援助
 - (2) 諸手続きの改善、効率化

諸手続きの改善、効率化により、大学等及び学生等の学資金貸与申請等に係る事務負担を軽減するとともに、手続きの迅速化を図り、大学等からの推薦等受付から 採用決定等までの所要日数について、中期目標期間中、一層の短縮を図ること。

- ◎ 独立行政法人日本学生支援機構中期計画【関係分】
- I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置
- Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成する ためとるべき措置
- 1 共通的事項
- 2 学資の貸与その他援助
- ((2) 諸手続きの改善、効率化
- ② 年度当初における継続者等の早期交付について、実施に向けた検討を行う。
- ◎独立行政法人日本学生支援機構年度計画(平成16年度)【関係分】
- 2 学資の貸与その他援助
- (2) 諸手続きの改善、効率化
 - ② 関係機関との協議を行うなど、年度当初における継続者等の早期交付を 実施するための準備を進める。
- ◎独立行政法人日本学生支援機構年度計画(平成17年度)【関係分】
- 2 学資の貸与その他援助
- (2) 諸手続きの改善、効率化
 - ② 関係機関との協議を継続して行うとともに、年度当初における継続者等の早期交付を実施するための準備を進める。

学 種 別 奨 学 金 貸 与 状 況

Г						平	成	13	3	事	業	年	度	平	成	14	事	業	年	度	平	成	15	事	業	年	度
		区		分		貸	与	人の貸	5 ¥	Ė	貸		金額	貸	与	人 うち	新規	貸		金額	貸	与	人 うち 貸与	新規	貸	与 釒	
第	-	一利	重步	き学	金	400,	人 ,428	(5,3	人 26)		(2	百万円 2,046) 7,320	384,	人 527		人 (693		(;	百万円 3,136) 21,509		.339		人 239)		(3	写万円 ,205) 8,604
	7	高	等	学	校	106,	695			64) 267			(679) 7,448	105,	953		583) ,756		2	(873) 8,074	1	432		985) ,925			(744) 8,590
	7	大			学	222,	829			68) 748			(900) 0,152	206,	998		009) ,109			1,593) 3,295	1	382		030) ,729			,708) 3,742
	7	大	ē	ž	院	53,	072	2		56) 042			(244) 0,991	52,	448		(316) (451	1	6	(291) 0,383	1	455		251) ,208			(239) 3,799
	ř	高等	専	門名	学校	6,	303			16) 153			(4) 2,317	6,	247	1	(40) ,579			(12) 2,346	1	349		(44) ,678		2	(15) 2,435
	1	専	修	学	校	11,	529			22) 182			(219) 6,411	12,	881		(745) ,283			(367) 7,410	1	721		929) ,765			(500) 0,037
第	_	二相	重步	学	金	351,	852			43) 581			3,030) 2,383	407,	893	(4, 156	486) ,587	1		3,686) 01,003	1	342	(4, 167	216) ,910			,590) 4,066
	7	大			学	279,	889			35))91			2,034) 4,432	ı	889	(3, 117	150) ,269			2,537) 6,229	1	683	(2, 123				,167) 0,156
	7	大	ē	学	院	22,	010	1		72) 931			(190) 0,383	21,	914		(141) ,720		2	(175) 20,563	1	776		116) ,692			(129) 9,801
	7	高等	専	門名	学校		129			(4) 129			(2) 86		185		(12) 110			(12) 124	1	217	1	(13) 142			(11) 150
	1	専	修	学	校	49,	824	2		32) 130		3	(804) 7,482	56,	905		183) ,488		4	(962) 4,087	1	666		512) ,996			,284) 3,958
		合		計		752,	,280			69) 273			5,076) 9,703	1	420	(12, 277	179) ,765			6,821) 2,512		681	(11, 339				,795) 2,670

⁽注)1 ()内は、緊急採用(第一種奨学金)及び応急採用(第二種奨学金)による貸与人員及び貸与金額の内数である。 2 金額は四捨五入しているため、計欄の計数は、内訳を集計した計数と必ずしも一致しない。

出典:機構ホームページ

2 既付議事案

(1) 国勢調査等の調査員の身分を示す証票に顔写真を貼付することについて(検査・調査等業務従事者の身分確認に関する調査)

平成 17 年度第 2 期 行政評価·監視計画 (案)

名 称	検査・調査等業務従事者の身分確認に関する調査
<u>√1</u> ///\	国等においては、関係法律に基づき、個人の住居や法人の事務所等
	こ立ち入って、各種の検査や調査等を実施しており、その関係法令は
	数百あるとされている。これら検査・調査等業務に従事する者は、関
	係法令により、業務の実施に際しては、身分を示す証票を携帯し、必
	要に応じてこれを提示しなければならないとされている。その様式及
	び表記内容については、関係省庁がそれぞれ規則等で定めている。
	国等が実施する検査・調査等業務については、国民の価値観の多様
	化、プライバシー意識の高まり等を背景に、その対象である個人や法
	人の理解と協力が得にくくなるなど、業務を取り巻く環境が厳しくな
	ってきているといわれている。
	このような中で、検査・調査等業務の従事者をかたって不正を行っ
目 的	た事例も発生し、検査・調査等業務の対象である個人等に対し訪問者
	の身分を確認するよう国等が注意喚起を行った例がみられる。また、
	当該業務に従事する者からは、総務省の行政相談に対して、個人や法
	人が安心して検査・調査等に応じることができるよう、身分を示す証
	票については本人かどうかを容易に確認できる様式及び表記内容とす
	るよう改善を求める要望・意見が寄せられている。
	国等が行う検査・調査等業務において、業務が円滑に実施され、か
	つ、その客体である個人又は法人が安心して検査・調査等に応じられ
	る環境の整備を可能な限り推進していくことが求められている。
	この調査は、検査・調査等業務従事者の身分を示す証票の記載事項
	等についてその実態を調査し、また、行政苦情救済推進会議の意見を
	も踏まえ、所要の改善に資するため実施するものである。
	1 検査・調査等業務に従事する者の身分確認等に係る法令上の規定
調査項目	状況及びその実施状況
	2 その他、同種・類似業務を実施している地方公共団体、民間等に
調査対象機関	おける参考事例の収集等 内関府 公正版引承員会 整察庁 会融庁 総数字 法数字 別数字
	内閣府、公正取引委員会、警察庁、金融庁、総務省、法務省、外務省、 財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交
対象機関	都道府県、市町村、関係団体、事業者等
調査実施時期	平成 17 年 8 月~
担当評価	総務課地方業務室
監視官等	管区行政評価局全局、四国行政評価支局、沖縄行政評価事務所

(2) 教育訓練給付金の支給申請手続の見直し

1 申出要旨

私はA市に住んでいるが、勤務先がB市内であり、教育訓練給付金の受給申請のため、B公共職業安定所(以下「安定所」という。)に出向いた。

しかし、同安定所の説明では、居住地を管轄する安定所でなければ申請を受理できないとのことであった。

居住地を管轄する安定所以外で申請手続ができないのは納得できないので改善してほしい。

2 前回推進会議における主な意見

- 行政手続法の考え方では、申請があれば、これを受け付けなければならない ものであり、申請と審査は別のものとして考えるべきである。
- 郵送・代理人による申請あるいは電子申請の要件につき制限を設けなくとも、 事柄によっては本人から直接聴取する必要が普通は生じるであろうから、郵送 を認めて、受理した後に確認を行えばよいのではないか。

〇 制度の概要

1 教育訓練給付制度

ア 教育訓練給付制度とは、働く者の主体的な能力開発の取組を支援し、雇用 の安定と就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度。

受講開始日現在で雇用保険の被保険者であった期間(支給要件期間)が3年以上あることなど一定の要件を満たす雇用保険の一般被保険者(在職者) 又は一般被保険者であった者(離職者)が厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合、教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定割合に相当する額(上限あり)を支給。

イ 支給対象者

教育訓練給付金の支給対象者(受給資格者)は、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する者であって、厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した者。

(ア) 雇用保険の一般被保険者

厚生労働大臣が指定した教育訓練の受講を開始した日(以下「受講開始日」という。)において雇用保険の一般被保険者である者のうち、支給要件期間(注)が3年以上ある者。

(注)支給要件期間とは、受講開始日までの間に同一の事業主の適用事業に引き 続いて被保険者として雇用された期間をいう。

(イ) 雇用保険の一般被保険者であった者

受講開始日において一般被保険者でない者のうち、一般被保険者資格を 喪失した日(離職日の翌日)以降受講開始日までが1年以内であり、かつ 支給要件期間が3年以上ある者。

ウ 支給申請手続等

支給申請手続は、教育訓練を受講した本人が、受講修了後、本人の住所・ 居所を管轄する公共職業安定所に対して、必要書類(注)を提出することに よって行う。

(注)提出資料は、教育訓練給付金支給申請書、教育訓練修了証明書、領収書、

本人・住所確認書類、雇用保険被保険者証又は雇用保険受給資格者証等 支給申請は、教育訓練の受講修了日の翌日から起算して1か月以内に行う 必要がある。

なお、申請書の提出は、疾病又は負傷、1か月を超える長期の海外出張等 その他やむを得ない理由があると認められない限り、代理人又は郵送によっ て行うことができない。

工 支給額

支給額は、支給要件期間に応じ、以下のとおり。

(ア) 5年以上

教育訓練経費(注)の40%に相当する額。ただし、その額が20万円を超える場合は20万円とし、8千円を超えない場合は支給されない。

(4) 3年以上5年未満

教育訓練経費の20%に相当する額。ただし、その額が10万円を超える場合は10万円とし、8千円を超えない場合は支給されない。

(注)教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とは、申請者自らが教育訓練施設に対して支払った入学料及び受講料(最大1年分)の合計をいう。

2 教育訓練給付金の対象講座(厚生労働大臣指定教育訓練講座)の内容

分野	資格・検定等の内容
情報処理・コンピュー タ	画像情報処理検定(CG検定)、情報処理技術者、日本 語文書処理技能検定(日商ワープロ検定)等
語学	実用英語技能検定(英検)、TOEIC、TOEFL等
オフィス事務	建設業経理事務士、秘書技能検定等
専門・対事業所サービス	気象予報士、公認会計士、社会保険労務士、不動産鑑定 士、土地家屋調査士等
個人・家庭向けサービス	調理師、旅行業務取扱主任者等
医療・保健衛生、社会 福祉等	管理栄養士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員 (ケアマネージャー)、保育士等
営業・販売	宅地建物取引主任者、証券アナリスト等
運輸・通信	クレーン運転士、フォークリフト運転士、自動車整備士等
マスコミ・デザイン	インテリアコーディネーター、インテリアプランナー、 POP広告クリエーター等
生産	ガス溶接作業主任者、危険物取扱者、高圧ガス製造保安責任者等
建設土木	管工事施工管理技師、建築士、電気工事士、測量士等
農林水産	技能検定(造園、園芸装飾)、造園施工管理技師
大学(短大)・大学院	大学院修士課程講座等

(注) 厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システムから作成。

3 教育訓練給付金受給者等数

(単位:万人、百万円)

年度	教育訓練給付金受給者数	給付金額
1 3	28.5	39, 511
1 4	38.1	68, 289
1 5	47.0	89, 936

(注) 雇用保険業務統計による。

〇 不正受給での処分件数

年度	不正受給での処分件数(受給者数)	左記に係る不正受給額(千円)
1 5	2 1 7	20,517
1 6	2, 323	369, 915

O 雇用保険法 (昭和49年法律第116号)

(教育訓練給付金)

第60条の2 教育訓練給付金は、次の各号のいずれかに該当する者が、厚生労働省 令で定めるところにより、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関 する教育訓練として厚生労働大臣が指定する教育訓練を受け、当該教育訓練を修了 した場合において、支給要件期間が3年以上であるときに、支給する。

(2~5項省略)

O 雇用保険法施行規則 (昭和50年労働省令第3号)

(事務の管轄)

第1条 雇用保険法 (昭和49年法律第116号。以下「法」という。)法第81条第1項の規定により、法第7条、第9条第1項、第13条第2項及び第38条第2項の規定による厚生労働大臣の権限は、都道府県労働局長に委任する。

(2~4項省略)

- 5 雇用保険に関する事務のうち、公共職業安定所長が行う事務は、都道府県労働局長の指揮監督を受けて、適用事業の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所(厚生労働省組織規則 (平成13年厚生労働省令第1号)第792条の規定により当該事務を取り扱わない公共職業安定所を除く。以下同じ。)の長(次の各号に掲げる事務にあっては、当該各号に定める公共職業安定所長)が行う。
 - 一 法第14条第3項第1号 に規定する受給資格(以下「受給資格」という。)を有する者(以下「受給資格者」という。)及び法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格(以下「高年齢受給資格」という。)を有する者(以下「高年齢受給資格者」という。)並びに法第39条第2項に規定する特例受給資格(以下「特例受給資格」という。)を有する者(以下「特例受給資格者」という。)及び特例一時金の支給を受けた者であって、当該特例受給資格に係る離職の日の翌日から起算して6箇月を経過していないもの(第5号において「特例一時金受給者」という。)並びに法第60条の2第1項に規定する者について行う失業等給付(法第10条第6項に規定する雇用継続給付を除く。第5号において同じ。)に関する事務並びに法第43条第1項に規定する日雇労働被保険者(以下「日雇労働被保険者」という。)について行う法第6条第1号の3の認可に関する事務、法第44条の規定に基づく事務及び法第54条の規定による日雇労働求職者給付金の支給に関する事務
 その者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所(以下「管轄公共職業安定所」という。)の長

(二~五号省略)

○ 郵送又は代理人による申請あるいは電子申請を認める場合

厚生労働省は、職業安定局長通知(「教育訓練給付業務の適正な運営について」 平成15年10月28日付け職発第1028005号)により、郵送又は代理人による申請あ るいは電子申請を認める場合は以下のとおりとしている。

〈郵送等による申請を認める具体的事由〉

次のいずれかに該当する場合で、当該理由のために、支給申請の期限内に公共 職業安定所に出頭できない場合

- イ 疾病又は負傷
- 口 妊娠
- ハ 出産
- ニ 育児
- ホ 常時本人の介護を必要とする場合の親族の疾病、負傷若しくは老衰又は障害 者の介護
- へ 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合の負傷し、又は病気にか かったその子の看護
- ト 1か月を超える長期の国内又は海外出張
- チ 公的機関が行う海外技術指導等に応募し、海外へ派遣される場合
- リ 公的機関が募集し、実費相当額を超える報酬を得ないで社会に貢献する活動 (専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合
- ヌ 支給申請者本人に年次有給休暇の残日数がないこと、安定所までの往復所要時間が長いこと等により、安定所への出頭のために休暇の取得など必要時間を 確保することが著しく困難であると認められる場合
- ル 安定所長の指示により公共職業訓練等を受ける場合
- ヲ 天災その他避けることができない事故(水害、火災、地震、暴風雨雪、暴動、 交通事故等)
- ワ その他、安定所長がやむを得ない理由があると認めた場合